

平成 23 年度 事業計画

社団法人 日本ホッケー協会

平成 23 年度事業計画

(自：平成 23 年 4 月 1 日 至：平成 24 年 3 月 31 日)

平成 23 年度競技力向上事業の最大目標は、2012 ロンドンオリンピックの男女同時出場権獲得を目指し、オリンピック予選男女同時開催招致決定を機に世界の強豪相手に積極果敢に挑戦します。

また、競技力向上と普及振興並びに広報活動に必要な財源確保、かつ徹底した節減対策により業務の推進に努めてまいります。

平成 23 年度 重点施策

- (1) 普及として、生涯スポーツとしてのホッケーを楽しむ熟年層へ幅広く広げ、ホッケー競技の発展につながる機会を創成するマスターズ大会の向上推進を図ります。
- (2) 2012 ロンドンオリンピックホッケー競技男女予選大会開催決定を機に、全日本男女シニアチームの競技力向上を図ります。
- (3) ホッケーのメジャー化を目指し、メディアに広く取り上げ認知度を確立するため、メディアとの交流を密にする広報体制の強化を図ってまいります。
- (4) アンチドーピングやスポーツと環境問題に積極的に取り組んでまいります。
- (5) 日本ホッケー協会の財政基盤確立のため、マーケティング事業の拡大と加盟団体、企業、個人の協力を得る努力を続けてまいります。

1、 普及および指導に関する事業

<普及関係>

- (1) 各都道府県協会の実情に即した普及ならびに運営方策を実施する。(普及委員会)
- (2) 各ブロック協会のより活発な普及活動を図るための普及方策を確立する。(普及委員会普及部)
- (3) 各都道府県中学校体育連盟への加盟促進を図り、全国中学校体育連盟への加盟促進運動展開の施策を講じる。(普及委員会普及部、中学校部会)
- (4) スポーツ拠点づくり推進事業の継続を支援し、中学生の普及発展を図る。(普及委員会普及部、中学校部会)
- (5) 国体参加チーム数が、適切な数になるよう、日本体育協会と話し合いを重ねる。(普及委員会国体部)

<指導関係>

- (1) スポーツ少年団の活動指針である「発育と発達」に基づく指導を呼びかけ、ホッケーの楽しさを子どもたちに伝える。(普及委員会)
- (2) 公認指導者講習会を実施し、指導者の養成と指導技術の向上を図る。また、都道府県で受講できる指導員の取り組みを推進する。(普及委員会国内指導者育成部)
- (3) 公認コーチ講習会を実施し、指導者の養成とコーチ指導技術の向上を図り、国民体育大会出場チーム指導者への公認コーチ資格の義務付けを定着させる。(普及委員会国内指導者育成部)
- (4) 一貫指導者教本に基づいた正しい指導を広く実践する。(普及委員会国内指導者育成部)
- (5) U-18 までの指導体系を確立させ、ジュニア・シニアへの意欲を持たせる。(強化本部一貫指導推進部)
- (6) 海外への選手派遣の機会を積極的に持つことにより、選手強化に併せて、海外における指導情報の収集を図る。(強化本部国際担当)

2、 競技運営に関する事業

- (1) 日本協会が主催する大会や共催する大会へ競技役員を派遣し、充実した競技運営を行い、円滑な大会運営の手助けをする。(技術委員会競技部)
- (2) 国内競技会の抜本的な見直しを行い、中長期的視野に立脚した競技会の実施方法を確立する。(技術委員会競技部)
- (3) 競技会主管各都道府県協会、ブロック協会、関係団体等と全国大会の日程及び会場の調整や参加資格・競技規則等の整備を行い、競技会の充実・活性化を図る。(技

術委員会競技部)

- (4) 可能な限り国際競技会を開催し、国際交流・親善に寄与する。(国際委員会、強化本部)
- (5) 「競技運営規定」を国内事情に合わせて検討し毎年発行する。また、各チーム関係者に周知する。(技術委員会競技部)
- (6) 日本体育協会及び開催都道府県と連携を保ち、国民体育大会の円滑な運営を図る。(技術委員会競技部、審判部、普及委員会国体部)

3、 審判・競技役員に関する事業

- (1) 審判講習会及び研修会を実施し、審判員の養成と審判技術の向上を図る。(技術委員会審判部)
- (2) 競技役員講習会を実施し、競技役員の養成と技術の向上を図る。(技術委員会競技部)
- (3) 審判資格審査室会を開催し、TD、TO、ジャッジ、A級、B級、C級審判員の資格認定を行う。(技術委員会審判資格審査室)
- (4) 国際競技会への審判員、競技役員等の派遣業務を的確に行いよりいっそう推進する。(技術委員会審判部、競技部)
- (5) オリンピック、ワールドカップ等国际大会出場を視野に入れた国際審判員の早期養成を図る。(技術委員会審判部)
- (6) 女性審判員の養成・育成することが急務である。また、審判員同様、女性競技役員の養成も図る。(技術委員会競技部、審判部)

4、 競技力向上(強化)に関する事業

- (1) 男女日本代表チームの国際競技力向上を図る。また国際競技大会において所期の目的目標を達成する。(強化本部)
- (2) ロンドンオリンピック男女同時出場を実現するため、オリンピック予選大会を招致する。(強化本部)
- (3) 男子代表チームに海外から招聘したヘッドコーチを継続させる。(強化本部)
- (4) 男女ジュニア、ユース、ジュニアユース日本代表を恒常的に編成し、年齢別一貫指導強化体制の下に、各々が2012 ロンドン、2016 リオデジャネイロオリンピックを念頭に入れた積極的な強化活動を実施し、国際競技力向上につなげる。(強化本部一貫指導推進部)
- (5) 一貫指導システムを具現化する方策として、競技者育成プログラム「ホッケーカーゴールドプラン」を段階的に始動する。その際、選手選考の過程を、レベル1

(都道府県単位)・レベル2(ブロック)・レベル3(東・中・西地区)・レベル4(ナショナル)の4段階とする。

(強化本部一貫指導推進部)

- (6) 国際競技会への各年齢層代表チームの選手選考、並びに派遣事業を実施する。(強化本部)
- (7) 内外の情報分析と医科学的見地を取り入れた代表チーム・選手個々人の競技力向上を図る。(強化本部情報医科学委員会)
- (8) 日本アンチドーピング機構(JADA)国際ホッケー連盟(FIH)と緊密に連絡をとり、アンチドーピングの周知徹底を図り、合宿時における講習会等を実施して選手指導者に協力と義務を認識させる。(強化本部情報医科学委員会・技術委員会ドーピング部)
- (9) JADAの指導のもと全国大会においてドーピング検査を実施する。また国内のドーピングコントロールオフィサー(DCO)の養成を図る(強化本部情報医科学委員会)
- (10) 日本オリンピック委員会の諸事業に参画し、各事業の円滑な運営を図る。(強化本部、総務委員会)

5、 広報に関する事業

- (1) 日本協会の広報システムを再構築し、ホッケー情報の発信と内容を充実させる。(広報委員会)
- (2) メディアとの交流を密にし、記者発表・プレスリリースの回数を増やす。(広報委員会企画広報部)
- (3) ホームページの内容の充実とスピード化、インターネット情報の充実を図る。(広報委員会広報部)
- (4) ホッケー機関誌の内容の充実と情報の共有による効率の良い広報活動を行なう。(広報委員会出版部)
- (5) 各都道府県協会との協働による継続的な広報活動を推進する。(広報委員会出版部)

6、 マーケティングに関する事業

- (1) 長期的な収入基盤確立のため、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤーの確保と拡大に積極的に取り組む。(地域団体事業特別委員会企画事業部)
- (2) 協賛企業の確保と新規協賛企業の拡大に努める。(地域団体事業特別委員会企画事

業部・広報誌事業部)

- (3) 関連団体に対応する各事業部設置と活動促進策を構築する。(地域団体事業特別委員会)
- (4) 財政基盤確立のため地域団体事業特別委員会を中心に、各委員会による積極的な財源確保に取り組む。(地域団体事業特別委員会他各委員会)
- (5) 協賛金、ナショナルチームユニフォーム広告等によりマーケティング収入を図る。
- (6) 施設用器具公認制度の円滑な実施を図る。(技術委員会施設用具部)
- (7) 人工芝製造販売企業指定制度の円滑な実施を図り、高い水準での競技施設の設置を推進する。(技術委員会施設用具部)

7、 国際に関する事業

- (1) 日本ホッケーの強化と国内における普及を目指し、FIH(国際ホッケー連盟)とAHF(アジアホッケー連盟)と連携しながら活動を行う。FIH 及び AHF の企画するイベントにできる限りの協力を行う。(国際委員会)
- (2) FIH、AHF 及び各国協会と連携・情報交換等海外と積極的に交流活動を行なう。(国際委員会)
- (3) FIH、AHF との密接な連絡を取ると共に、国際会議等への参加により、最新の国際情報を取得する。(国際委員会)
- (4) 日本代表チーム、単独チームなどの海外国際大会、海外合宿の支援活動(連絡・交渉・情報収集)を行う。なお、単独チームの支援対象は日本リーグ所属又はそれに準ずるチームとする。(国際委員会)
- (5) 海外からの国内単独チームに対する国際大会の招聘情報を関連団体に提供する。(国際委員会)
- (6) 海外からの代表チームの日本への招聘は強化部門との協力のもとに行う。(国際委員会)

8、 総務・財務に関する事業

- (1) 新規事業の立案・実施により一層の収入増を図る。(地域団体事業特別委員会)
- (2) スティックカード事業を見直し、カード事業の充実とカード発行のスピード化を図る。(地域団体事業特別委員会、総務委員会)
- (3) 内外の治安の条項に鑑み、内外の諸活動を実施するに当たり万全の危機管理を行う。(総務委員会危機管理部)
- (4) 明確な賞罰制度を推進する。(総務委員会、総務部)

- (5) 各競技大会において、環境保全についての啓発と実践に取り組む。(総務委員会)
- (6) 個人情報保護法の遵守と周知徹底を図る。(総務委員会)
- (7) 公益法人制度改革に沿い、移行・認定の具体的手続きを行う。(総務委員会総務部)

9、 ホッケー日本リーグ機構に関する事業

- (1) 各チームは競技レベルの向上に努め、高い水準での大会を継続することにより国際競技力向上を目指す。
- (2) ホームアンドアウェイ方式の採用や男女同一日同会場による開催など魅力ある競技運営方法を検討する。
- (3) 完全有料制導入に向けての、具体的な方策を模索する。
- (4) 強化部門と協調してジュニア競技者の育成を目的とした事業を行う。